# 空調用A契約 (選択約款) (村上地区)

2021年11月2日

新発田ガス株式会社

## 空調用A契約選択約款 (村上地区)

#### 1. 目 的

この選択約款は、負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り以て合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

## 2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の空調用A契約選択約款(村上地区)によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。 ただし、(4) に定める場合を除きます。
- ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社 の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、 ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガスに係る条件の実質的な 変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説 明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付すること なく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾 していただきます。

## 3. 用語の定義

- (1)「契約機器定格流量」とは、空調用熱源機の全定格入力(キロワット)を標準熱量で除し3.6を乗じた値をいいます(小数点以下切捨て)。但し1 m³未満の場合は1 m³とします。
- (2)「契約月別使用量」とは、契約開始月から終了月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。

- (3)「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量といいます。
- (4)「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの1年間において引取らなければな らない使用量といいます。
- (5)「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (6)「その他期」とは、4月分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)から11月分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの8か月の期間をいい、「冬期」とは、12月分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの4か月の期間をいいます。
- (7)「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します。(小数点以下切捨て)

- (8)「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に消費税法にも とづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額 に地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、 1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (9)「消費税率」とは、消費税等相当額の消費税法の規定により課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。
- (10)「単位料金」とは9に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

# 4. 適用条件

- (1) この選択約款は、別に定めるガス小売り供給約款別表第1-3供給区域(村上地区)に 適用いたします。
- (2) お客さまは、次のすべての条件を満たす場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。
  - (1) 空調用熱源機のエネルギー源としてのガス使用量を算定する専用のガスメーターを 設置すること。
  - (2) 設置する空調用熱源機の使用予定にもとづいて、契約機器定格流量および契約用月別使用量を定めることができる需要であること。
  - (3) 契約年間使用量が機器定格流量の200倍(小数点以下切捨て)以上であること。
  - (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の65パーセント以上であること。
  - (5) 契約年間負荷率が60パーセント以上であること。
  - (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合は、一般需要に先立って緊急調整(供給の制限または中止)に応じられる需要であること。

#### 5. 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供 給条件を定めた需給契約を当社と契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合またはその 後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社は空調用熱源機の規 模、同一業種の負荷実態、過去の実績等を参考にして、お客さまとの協議によって次 の契約使用量を定めるものといたします。
  - ① 契約機器定格流量
  - ② 契約年間使用量
  - ③ 契約年間引取量
  - ④ 契約月平均使用量
  - ⑤ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了 時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさ らに1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。

## 6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

# 7. 料 金

(1) 当社は、料金の支払いが、支払い義務発生の日の翌日から換算して20日以内(以下「早収料金」といいます。)に行われる場合には、早収料金を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増したもの(以下「遅収料金」といいます。)を料金として支払っていただきます。

なお、早収料金の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

- (2) 当社は、別表の料金表を適用して料金を算定いたします。
- (3) お客さまの都合により本契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2) にもとづく1か月あたりの基本料金金額とし、従量料金は(2) にもとづく従量料金に準じて算定いたします。

## 8. 料金の支払方法

料金は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。

## 9. 単位料金の調整

- (1)当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(4)のとおりといたします。
  - ①平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートルあたり)

- =基準単位料金+0.088円×原料価格変動額/100円×(1+消費税率)
- ②平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートルあたり)

=基準単位料金-0.088円×原料価格変動額/100円×(1+消費税率)

#### (備考)

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り 捨てます。

- (2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。
  - ①基準平均原料価格 (トンあたり)
    - 9,640円
  - ②平均原料価格 (トンあたり)

別表 2 (4) で定められた各 3 か月間における貿易統計の数量及び価格から算定 したトンあたり LNG平均価格(算定結果の 1 0 円未満の端数を四捨五入し 1 0 円 単位とします。)をもとに次の算式で計算し、算定の結果の 1 0 円未満の端数を四捨 五入した金額といたします。

#### (算 式)

平均原料価格

= トン当たりLNG平均価格 × 0.103

#### (備 考)

トン当たりLNG平均価格は、当社の営業所及び支店に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の 金額といたします。

#### (算式)

イ 平均原料価格が基準原料価格以上のとき

原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準原料価格未満のとき 原料価格変動額=基準平均原料価格-平均原料価格

## 10. 需給契約の補償料

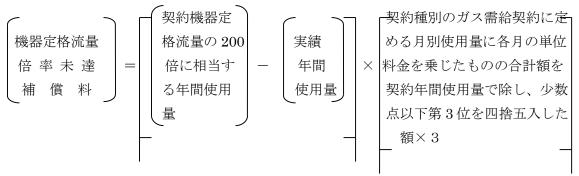
需給契約に関する補償料は機器定格流量倍率未達補償料、年間負荷率未達補償料および契約年間引取量未達補償料とし、当社は当該補償料を原則としてそれぞれの未達が発生した翌月に申し受けるものといたします。ただし、次の(1)および(2)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。

なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

## (1)機器定格流量倍率未達補償料

お客さまの年間の実績使用量が、契約機器定格流量の200倍未満(小数点以下切捨て)の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって定する金額を限度とし、機器低格流量倍率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

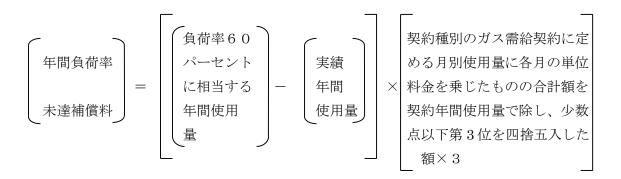


なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量にガス小売り供給約款に定める料金を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額をこえない範囲で算定するものといたします。

## (2) 年間負荷率未達補償料

お客さまの実績年間負荷率〔(年間の1か月あたり平均実績使用量/冬期の1か月あたり平均実績使用量)×100をいいます。(小数点以下切捨て)〕が60パーセント (小数点以下切捨て)未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記の算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。



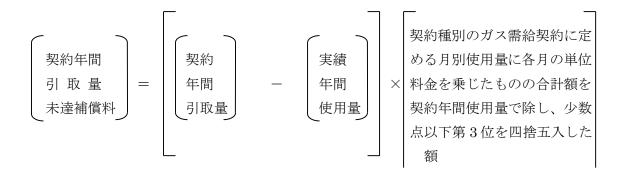
なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量にガス小売り供給約款に定める料金を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額をこえない範囲で算定するものといたします。

## (備考)

負荷率 60 パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における冬期の 1 か月 あたり平均実績使用量に 0.60 を乗じ、その量を 12 倍した量といたします。

## (3) 契約年間引取量未達補償料

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料といたします。



#### 11. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは この契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をそ の後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

## 12. 契約の変更または解約

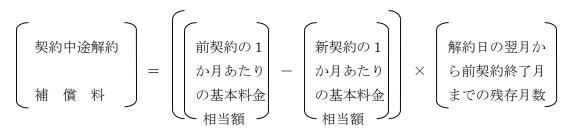
- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、もしくは2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約できるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合(4.の適用条件を満たさなくなった場合及び10.の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含む)には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

# 13. 契約の解約に伴う契約中途解約補償料

契約期間中において生じた契約の解約が、12(1)の規定によるものであって当社がやむをえないと判断した場合以外、もしくは12(2)の規定によるものでお客さまの契約違反のみによる場合は、当社は次のとおり契約中途解約補償料を申し受けます。なお、計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は契約解約月に、 次の算式によって算定される契約中途解約補償料を申し受けます。

(2) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結する場合であって、契約の解約日の翌日から契約機器定格流量をそれまでの契約機器定格流量より減少する新たな契約を締結する場合には、当社は契約解約月に、次の算式によって算定される契約中途解約補償料を申し受けます。



#### 14. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新増設後1年未満の契約期間中において契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新増設工事にかかわる

当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

## 15. 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表 1、料金表 2、料金表 3 の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、10の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

- (1)定額基本定額基本調整時間1時間あたりの平均調整量料金割引額 = 料金× 当該月の時間数 ×契約機器定格流量
- (2)流 量 基 本
   流量基本
   契約機器
   調 整 時 間
   1時間あたりの平均調整量

   料金割引額 = 料金単価 × 定格流量 × 当該月の時間数 × 契約機器定格流量

## 16. その他

その他の事項については、ガス小売り供給約款を適用いたします。

# 付 則

# 1. 実施の期日

2021年11月2日から実施いたします。

# 2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、料金算定期間の末日が2021年11月2日から2021年11月30日に 属する料金算定期間の早収料金は、この選択約款およびガス小売り供給約款の変更前 の選択約款およびガス小売り供給約款に基づき算定致します。

# 3. この選択約款の掲示

当社は、この選択約款を、営業所等のほか、当社ホームページにおいて掲示いたします。この選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施日の10日前までに、この選択約款を変更する旨、変更後の選択約款の内容及びその効力発生時期を周知します。

#### (別 表)

#### 1. 適用区分

料金表 空調用A契約に適用いたします。

# 2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約機器定格流量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または9の規定により調整単位料金を算定した場合は、 その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
  - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金 算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づ き算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
  - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算

定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金 を適用いたします。

- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ① 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)
  - ①早収料金に含まれる消費税等相当額 = 料金 × 消費税率 ÷ (1+消費税率)
  - ②遅収料金に含まれる消費税等相当額 = 料金 × 消費税率 ÷ (1+消費税率)

# 3. 料金表

## (1) 定額基本料金

	冬 期	その他期
1か月につき	9,900.00 円	5,500.00 円
	(消費税等相当額を含みます)	(消費税等相当額を含みます)

#### (2) 流量基本料金単価

	冬 期	その他期
1立方メートルにつき	1, 100.00 円	550.00 円
	(消費税等相当額を含みます)	(消費税等相当額を含みます)

## (3) 基準単位料金

	冬 期	その他期
1立方メートルにつき	74.49 円	74.49 円
	(消費税等相当額を含みます)	(消費税等相当額を含みます)

#### (4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。